(その１)

収　支　報　告　書

298

※該当箇所に ☑ すること。

政治団体の区分	
□ 政党	□ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
□ 政党の支部	
□ 政治資金団体	☑ その他の政治団体
	□ その他の政治団体の支部
活動区域の区分	全国（２都道府県以上）

（ふりがな）　せいけいこんわかい

1　政治団体の名称　政経懇話会

2　主たる事務所の所在地　東京都千代田区永田町2－9－6
十全ビル406号室

3　代表者の氏名　小林 壮貴

4　会計責任者の氏名　小林 壮貴

5　令和　7　年分

国会議員関係政治団体の区分
□ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
□ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
□ 政治資金規正法第19条の７第１項第３号に係る国会議員関係政治団体
□ 政治資金規正法第19条の16の３第１項の規定により国会議員関係政治団体とみなされる政治団体
公職の候補者の氏名等
公職の種類等　（現・候）

団体コード	11100109200092
前年繰越額	20,237 円

事務担当者の氏名　吉田　修

電話番号　03-3500-5185

資金管理団体の指定の有無
□ 有　☑ 無
公職の種類　（現・候）
資金管理団体の届出をした者の氏名

受付	審査	確認
7		
消込	パンチ	照合

439 号
8.3.27
東京都選挙管理委員会事務局

受付
8.4.28
収支公開室
第　号

（※）資金管理団体の指定の期間				
令和	年	月	日	から
令和	年	月	日	まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消しをした場合のみ記入のこと。

（※）国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間				
令和	年	月	日	から
令和	年	月	日	まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入のこと。

307850

（その２）

収　支　の　状　況

全国団体用

１　収支の総括表

収　入　総　額				十億				2	0	2	3	7
（前年からの繰越額）								2	0	2	3	7
（本年の収入額）												0
支　出　総　額												0
翌年への繰越額								2	0	2	3	7

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費													
金　額													0
員　数（党費又は会費を納入した人の数）													0人

(2) 寄　附															
ア　寄附(イを除く。)の区分	金　額														備　考
(ｱ) 個人からの寄附			十億			百万			千				0		
（うち特定寄附）													0		
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附													0		
(ｳ) 政治団体からの寄附													0		
小　計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)													0		
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）													0		
イ　政党匿名寄附													0		
合　計　（ア ＋ イ）													0		

（その17）

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）若しくは貯金（普通貯金を除く。）又は郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

※有無について☑して下さい。

（その20）

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

1　領収書等の写し

2　監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）

3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

２０２６ 年 ３ 月 ２７ 日

政治団体の名称　　政経懇話会

会計責任者の氏名　　小林　壮貴

代表者の氏名（代表者については解散時のみ記入すること）

（注）　政治団体の解散に伴う収支報告書には、会計責任者の記名・押印（又は署名）の他、代表者の記名・押印（又は署名）が必要です。